

許可申請書

年 月 日

(あて先)
枚方市長

住所
申請者
氏名

(電話 - - 番)

都市計画法第53条第1項の規定による許可を受けたいので、
下記により、申請します。

記

1	建築物の敷地の所在及び地番		
2	建築物の構造及び階数		
3	新築・増築・改築又は移転の別		
4	敷地面積	建築面積	延べ面積
	m ²	m ²	m ²

許可書欄

受付欄	許可番号・年月日
	<p>都計第 1 - 号</p> <p>この申請は、次の条件を付けて許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p>枚方市長 伏見 隆</p>

(条件)

- ・ 都市計画法第54条の規定どおり、容易に移転若しくは、除却ができるよう常に建築物を維持管理すること。
- ・ 本申請の建築物を売る場合は、あらかじめ買主に対し、都市計画事業の施行の際は、当該物件を撤去又は移転しなければならないことがある旨を十分説明すること。

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過し、又はこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過する日まで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、枚方市長に対して審査請求をすることができます(行政不服審査法第18条)。
- 2 また、この決定について不服があるときは、審査請求に対する裁決を経なくても、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過し、又はこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過する日まで、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、枚方市を被告として(被告の代表者は枚方市長です)、この決定の取消しの訴えを大阪地方裁判所に提起することができます(行政事件訴訟法第8条及び第14条)。
- 3 なお、2にかかわらず、この決定について審査請求をしたときは、これに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過し、又は当該裁決があった日の翌日から起算して1年を経過する日まで、行政事件訴訟法の規定により、枚方市を被告として(被告の代表者は、枚方市長です)、この決定の取消しの訴えを大阪地方裁判所に提起することができます(行政事件訴訟法第14条)。

(備考) 1. 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2. 4欄の敷地面積、建築面積、延べ面積は建築計画全体の面積を記入してください。

3. 許可書欄は記入しないでください。

委任状

住所
氏名
TEL () を代理人
私儀

と定め下記に関する権限を委任致します。

記

(委任事項)

都市計画法第53条の許可申請の手続きに関する一切の権限

年 月 日

住所

氏名